3歳児健康診査実施要領

(目的)

第1条 健康・発達の個人的差異が比較的明らかになり、保健、医療による対応の有無が、その後の成長に影響を及ぼす3歳児に健康診査を行い、視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、う蝕の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

- 第2条 この事業は神戸市が実施し、その主管課はこども家庭局家庭支援課とする。
- 2 主管課は区保健福祉部および北神区役所保健福祉課(以下、「区保健福祉部」という。)、医療機関並びに関係機関と緊密に連携し、その積極的な協力のもとに事業を推進する。

(実施対象者)

第3条 一般健康診査及び歯科健康診査の対象者は、神戸市内に住所を有する満3歳を超え、満4歳に達しない幼児とする。ただし、原則として3歳3か月児を対象に実施する。

(実施機関)

第4条 区保健福祉部において実施する。

(診查項目等)

- 第5条 一般健康診查
 - (1) 身体発育状況
 - (2) 栄養状況
 - (3) 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
 - (4)皮膚の疾病の有無
 - (5) 眼の疾病及び異常の有無
 - (6) 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
 - (7) 四肢運動障害の有無
 - (8)精神発達の状況
 - (9) 言語障害の有無
 - (10) 予防接種の実施状況
 - (11) 育児上問題となる事項(生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等)
 - (12) その他の疾病及び異常の有無
- 2 歯科健康診査

歯科健康診査は、歯の疾病及び口腔内の異常の有無について行うものとする。

3 精密検査

「乳幼児健康診査精密検査実施要領」によるものとする。

(実施方法)

第6条 問診票等の交付

区保健福祉部は、3歳児健康診査問診票(以下「3歳児健診問診票」という。)を健診日の約1か 月前に該当する幼児の保護者に健診案内、尿検査セット、視力検査セットとともに個別に送付する。

2 健康診査の実施

交付を受けた幼児の保護者は、必要事項を記入のうえ3歳児健診問診票を区保健福祉部に提出して 受診する。

3 精密検査

一般健康診査及び歯科健康診査の結果、精密検査を要すると認められた者に対して、医療機関において精密検査を行うものとする。

附則

- この事業の実施にともない3歳児健康診査実施要領(昭和56年4月1日実施)を廃止する。
- この要領は、平成10年4月1日から実施する。
- この要領は、平成14年4月1日から実施する。
- この要領は、平成16年4月1日から実施する。
- この要領は、平成17年4月1日から実施する。
- この要領は、平成24年4月1日から実施する。
- この要領は、平成28年4月1日から実施する。
- この要領は、平成31年4月1日から実施する。
- この要領は、令和2年4月1日から実施する。
- この要領は、令和4年4月1日から実施する。